

2 医安第 990 号
令和 3 年 1 月 13 日

関係団体の長様

愛知県保健医療局長
(公 印 省 略)

「緊急事態宣言」発出にあたり「県民・事業者へのメッセージ」及び「愛知県緊急事態措置」の発出について（通知）

標記については、本日、国において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項に基づき、愛知県、岐阜県始め 7 府県に対し、緊急事態宣言が発出されたことを受け、別添 1 の「県民・事業者へのメッセージ」を発出するとともに、国の基本的対処方針に基づき、本県として講じる対策として、別添 2 の「愛知県緊急事態措置」の実施を決定しましたので通知します。

つきましては、貴団体員への周知に御配慮いただくとともに、引き続き、感染防止対策に御協力をよろしくお願い申し上げます。

<県WEBページ掲載箇所>

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

担 当 生活衛生部医薬安全課

薬事グループ

毒劇物・麻薬・血液グループ

監視グループ

生産グループ

電 話 052-954-6303 (ダイヤル)

052-954-6305 (ダイヤル)

052-954-6344 (ダイヤル)

052-954-6304 (ダイヤル)

電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp